

12月定例会の報告

11月29日から12月19日までの21日間、令和元年第3回下呂市議会定例会を開催しました。初日には専決処分した補正予算の承認、きこり大橋塗装工事の変更契約の締結などを可決しました。この他、条例の改正や一般会計など各会計の補正予算、追加提案された森8号線の用地購入費などの補正予算を各委員会に付託し最終日に可決しました。また、最終日には小中学校の大型提示装置購入などに係る財産の取得についてと、議会改革特別委員会から下呂市議会議員の費用弁償を支給するための条例改正（P4参照）が提出され可決しました。

上程議案と審議結果

○全会一致で可決した議案【市長提出議案】

| 議案名 | 審議結果 |
|---|--------------|
| 専決処分の承認について（令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第3号） 下水道管移設工事の補正予算を専決処分したので承認を求めるもの。 | 承認 (全会一致) |
| きこり大橋長寿命化補修工事請負契約の変更契約の締結について きこり大橋の塗装工事について、塗装箇所を追加し増額変更するもの。 | |
| 和解することについて 個人情報漏洩被害国家賠償請求事件に関し、和解するため議決を求めるもの。 | 可決 (全会一致) |
| 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について 岐阜県市町村職員退職手当組合の規約変更のため、関係地方公共団体で協議するもの。 | |
| 下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について 法律の改正などを踏まえ、個人情報を適切に管理するため改正するもの。 | |
| 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について 法律の施行に伴い、関係する3つの条例について引用部分などを改正するもの。 | |
| 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について 支給対象となる職員がいない特殊勤務手当を削除するもの。 | |
| 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について 令和元年度の人事院勧告を踏まえ、下呂市職員の給与に関し必要な見直しを行うもの。 | |
| 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 特別職の期末手当の支給率について、職員の支給率を踏まえて改定するもの。 | |
| 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について 議会議員の期末手当の支給率について、職員の支給率を踏まえて改定するもの。 | |
| 下呂市税条例の一部を改正する条例について 軽自動車税種別割の減免対象を改正するもの。 | |
| 下呂市立診療所設置条例の一部を改正する条例について 市立診療所について市が運営・管理の全てを直接行うよう改正するもの。 | |
| 下呂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について 水道法の一部改正に伴い、給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料を定めるもの。 | |
| 下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について 水道法施行規則の改正に伴い、布設工事監督者資格要件の選択科目を改めるもの。 | |

下呂市議会は、議会議員への費用弁償(交通費相当)を支給するため条例改正をしました。

平成25年度に、議員の市内公務に係る費用弁償を条例改正し廃止としましたが、議会・議員活動の活性化を図るためには、登庁に要する交通費相当の費用弁償の支給が必要なのではないかとの問題が提起されました。これまで議会改革特別委員会を中心にその支給について議論を重ね、次の理由により令和2年度から費用弁償(交通費相当)を支給することとしました。

【費用弁償支給に係る理由】

- 廃止前の議員の費用弁償については、職員の県内出張に係る日当2,000円を算定根拠とし、その半額の1,000円を上限に登庁に要する距離等に応じた額を、出務日当的な意味合いで支給がされていた。今回支給することとしたのは登庁に係る交通費実費相当で、当市の非常勤の特別職職員の費用弁償の計算方法と同様、登庁に要する距離が片道2キロメートル以上の場合、1キロメートルにつき20円を適用し、支給するものであること。
- 当市は、851平方キロメートルという広大な面積を有し、北の小坂地域、南の金山地域の遠いところからは、市役所下呂庁舎まで距離にして約30キロメートル、車で40分程度を要し、各議員の自宅から市庁舎までの交通費が支給されないことで、議員の経済的負担を生み出していること。
- 当市の他の非常勤特別職職員においては、職務を行うための登庁に要する距離に応じた費用弁償が支給されていること。

総務教育民生 常任委員会

12月13日、委員会を開催し付託された、10議案と請願1件について審査した結果、全て全会一致で可決すべきものと決しました。主な審査内容は次のとおりです。

『下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について』(個人情報情報を適切に管理し、かつ、円滑な事務実施のため改正するもの)

Q 個人情報流出は現実に発生している中で、業務の効率化を優先して妥当と判断すれば、審査会の意見を聞かずに、個人情報の収集と提供ができるようにするのは適切なのか。

A 今回の改正は、庁舎内や地方公共団体などにおける業務上の情報の収集と提供を対象としており、外部への情報提供を想定したものではなく、円滑な事務実施につなげるものです。また審査会への事後報告を規定しています。

『令和元年度下呂市立金山病院事業会計への繰り出しについて』(医療収益等の全ての収入を充てても不足する運営経費に対し、一般会計から繰り出すもの)

Q 一般会計からの繰り入れに頼るのは今年度限りか。

A 公営企業会計として運営している金山病院は、独立採算制が大原則となっていますが、内科医師1名が退職し、入院・外来とも診療収益に大きな影響を受け、一般会計からの繰り入れに頼らざるを得ない状況となりました。令和2年4月には新しい医師に来ていただける見込みとなり、一般会計からの繰り入れは、今回限りであるとの認識で経営改善に努めます。

『下呂市障がい者就労施設等から物品等の調達の推進等に関する請願』(障がい者優先調達推進法に基づき、さらなる物品と役務の調達の拡大を願うもの)

Q 下呂市における障がい者優先調達の現状は。

A 障がい者優先調達推進法では、市町村においては努力義務となつています。下呂市でも物品・役務の調達を推進するため、予算編成時などにおいて各部署に対し、優先調達推進に向けた要請を行っていますが、新たな業務をつくり出していくことも必要と考えます。たとえば、各種計画策定にあたりコンサルタントに全面委託するのではなく、アンケート調査の封入作業などを切り分けて優先調達としていくなどの方法で、推進していきたいと考えています。

予算特別委員会

12月17日、委員会を開催し付託された、10議案について審査した結果、全て全会一致で可決すべきものと決しました。主な審査内容は次のとおりです。

《デマンドバス運行経費の補正》

Q この増額補正で自宅からバス停までが近くなるということか。地元の意見に配慮し、停留所の設置場所を決定してほしい。

A 停留所の設置については、区長を交えた分科会の中で決定しました。馬瀬は50力所、小坂は42力所の設置を予定しています。

《小学校施設維持補修費の補正》

Q 小学校トイレ改修事業の不用額を中学校トイレ改修に組み替えて整備することは、効率的な予算の執行であると考えます。今後も継続して整備してほしい。

A トイレ器具などの設置については、各学校の状況に応じて対応していきます。

《固定資産税歳入の補正》

Q 固定資産税2千万円の増額理由は、

A 家屋分で3年に一度の評価替えを基に当初予算で見込みを立てていましたが、評価の落ち込みが少なかつたため増額補正するものです。

《小坂老人保健介護サービス事業費の補正》

Q 作業療法士が不在とのことだが、今後の確保はどうするのか。

A 昨年度、訪問リハビリを必要としていた一部の利用者については民間の医療機関へ移行していただきました。現在勤務する理学療法士の負担軽減も考慮しながら、今後の理学療法士若しくは作業療法士の確保について検討しています。

《介護予防事業費の補正》

Q 介護予防・生活支援事業(予防事業)の1千万円程の減額理由は、

A 通所Cのサービスについて、上半期の実績で利用者数が減ったためです。人口減少、2025年問題など介護の需要が増える見込みであり、在宅に対する支援についても何らかの対応が必要と捉えています。

※通所Cサービス：通所しながら短期間に行う筋力アップ教室



濃飛横断道・リニア特別委員会

【10月21日】

◆場所 中津川市役所

◆内容

下呂市、郡上市、中津川市、東白川村で構成する「濃飛横断道・3市1村議会委員会合同会議」が開催されました。リニア開通に合わせ、中津川〜郡上間の早期全線開通が必要であり、整備促進に力を注いでいくことを確認しました。また、令和2年1月に、合同会議で初めて県へ要望に行くことが決定しました。

【12月12日】

◆場所 下呂庁舎第1会議室

◆内容

濃飛横断自動車道事業促進期成同盟会の国、県への要望活動の状況について執行部から説明を受けました。

①中津川工区5キロメートル区間の早期完成

②郡上市八幡から和良間の早期事業化

③下呂市から中津川市間の早期事業化

飛騨地域3市1村議員研修会を開催

【10月1日】

◆場所 高山市ひだホテルプラザ

◆内容

下呂市、高山市、飛騨市、白川村の3市1村の議員研修会が開催されました。山梨学院大学法学部教授江藤俊昭氏を講師に迎え「議会改革の到着点と課題」住民自治の根幹としての議会を「作動させる」と題した講演が行われました。

住民自治の根幹となる議会の役割について、議会基本条例や議会改革など他市の例を挙げながら説明いただき、大変参考になりました。



江藤教授の講演を聞く議員